解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年一月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

福井県小浜市奥田縄第一七号四番地
奥田縄生産森林組合
清算人　木下　孝行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

大阪市中央区船場中央四丁目一番一〇―二一三号
大阪市土地開発公社
清算人　辻本　富次

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十三年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町三三
兵庫自動車販売店厚生年金基金
清算人　辻井　守

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

島根県松江市学園南一丁目二番四号くにびきメッセ四階
社団法人島根県雇用促進協会
清算人　若佐　博之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

岡山市北区いずみ町三番三〇号
社団法人岡山県農地開発公社
代表清算人　大森　弘介

配当公告

函館市的場町二〇番二〇号
破産者　株式会社北稜建設

右の者に対する函館地方裁判所平成十九年(フ)第三七三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六二六、七〇九、四四三円

一、配当することのできる金額
金六〇、二六六、五一四円

平成二十三年四月二十一日

函館市時任町二番一〇号
破産管財人　山崎　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市中央三丁目一五番、最後の住所山形県東根市中央三丁目一五番三五号
被相続人　亡　田嶋　潤一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

山形市旅篭町二丁目一番一一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区宮坂一丁目二四四九番地、最後の住所千葉県館山市船形二二二番地
被相続人　亡　丸山　忠弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白石　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区惣作町三丁目五六番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区惣作町三丁目五七番地
被相続人　亡　安藤　慎也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一三番一号セプトン丸の内ビル七階
相続財産管理人　弁護士　中川　博晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市江田島町一五一五五番地二、最後の住所広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目二〇番一号
被相続人　亡　山本シヅカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

事務所広島県呉市中央六丁目九―二三　サンヒルズビル二階　安芸総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中野　誠吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県川之江市川滝町下山一三〇五番地、最後の住所香川県観音寺市観音寺町甲三九一二番地
被相続人　亡　紀伊爲一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

愛媛県四国中央市中曽根町一七七八番地の二
相続財産管理人　坂上　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区東門司一丁目一九〇九番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区星和台一丁目一番一一―七〇二号
被相続人　亡　室本　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

福岡県北九州市小倉北区鍛冶町二丁目一番一号小倉鍛冶町ビル八階
相続財産管理人弁護士　加藤　哲夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大字槻田九三三番地、最後の住所北九州市八幡東区祝町一丁目二〇番三一号
被相続人　亡　荒木　雍之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

北九州市小倉北区原町二丁目一番六号リーガルテラス一〇二号
相続財産管理人　高橋　宏彰

第30期決算公告

平成23年4月21日　宮城県仙台市青葉区一番町二丁目6番18号
ブリヂストン・生産財タイヤソリューション・北日本株式会社
代表取締役　山東　俊夫

貸借対照表の要旨　（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,679,777	流動負債	5,585,207
固定資産	547,595	賞与引当金	45,495
繰延資産	900	固定負債	259,357
		退職給付引当金	249,359
		株主資本	△ 616,292
		資本金	20,000
		資本剰余金	237,047
		資本準備金	6,000
		利益剰余金	△ 873,339
		利益準備金	8,395
		その他利益剰余金	△ 881,735
		（うち当期純損失）	(455,962)
資産合計	5,228,272	負債・純資産合計	5,228,272